

## 2. 行財政改革

# 1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

## <現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

## <具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

## 参 考

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

#### ① 労働基準法

(労働時間)

##### 第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間(その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。(略))

#### ② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

##### 第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

#### ① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

#### ② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

## 2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・厚生労働省)  
(都所管局 財務局・総務局・福祉保健局)

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体が自由度高く活用できるよう、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。
- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等を用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 新たな感染症の発生・まん延時においても、地方自治体や医療機関等が行う感染症対策に係る経費については、国の責任において全面的に支援すること。
- (4) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保できるよう、必要な対策を講じること。

### <現状・課題>

新型コロナウイルス感染症については、今後、感染が再拡大した場合にも十分な対応が図れるよう、医療提供体制の強化や感染収束に向けた対策を講じ、社会経済の流れを止めずに感染収束を図っていくことが重要である。

また、ウクライナ情勢の長期化や円安の進行に伴い、燃料費や物価高騰の影響が長期化、深刻化しており、自治体は、地域の実情に応じて、燃料費や物価高騰の影響から住民生活・事業者を守り、地域経済の回復を力強く後押ししていく必要がある。

こうした中、令和4年4月及び9月に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）が拡充され、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に活用できることとされた。今後とも、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、臨時交付金の継続・拡充が必要である。また、国は新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を守るため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有することから、引き続き自治体が新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施できるよう、責任をもって「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（以下「緊急包括支援交付金」という。）の確保・充実を図ることが重要で

ある。これらの交付金をはじめとして、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援を講じるとともに、資金確保に必要な対策を講じることで、地方の持続可能な財政運営を支援することが不可欠である。

特に東京は、全国で累計感染者数が最も多く、現下の状況においては、医療機関に対する空床確保料の補助など、引き続き医療提供体制の確保への支援が必要である。また、高齢者施設や入院医療機関など、重症化リスクや集団感染のリスクが高い方が多数いる施設等における検査需要が引き続き存在している。さらに、新型コロナウイルス感染症に加え、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数も多く、深刻な影響を受ける生活困窮者等対策や雇用環境の改善に向けた取組、経営基盤安定化に向けた支援など、引き続き都に求められる財政需要は大きい。首都東京での感染再拡大を確実に食い止め、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

さらに、次の感染症危機に備えるための対応として、国は、感染症法等を改正し、平時からの計画的な保健・医療提供体制の整備などを行うとしているが、感染症は、国全体での対応が必要となることから、地方自治体や医療機関等における感染症対策に係る経費については、国の責任において全面的に支援すべきである。

#### < 具体的要求内容 >

(1) 医療提供体制の強化や感染拡大防止策の徹底、物価高騰等の影響を受けている地域経済の回復・活性化を促す取組には、息の長い施策を講じる必要があるため、臨時交付金や緊急包括支援交付金の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。

とりわけ、今後、社会経済の流れを止めずに感染収束を図っていく必要があること、物価高騰等が長期化、深刻化していることなどを踏まえ、地域の実情に応じて自治体を実施する事業に幅広く交付金を活用できるよう、国において財政措置を行うこと。

また、今後、感染が再拡大した際に自治体が地域の感染状況を踏まえて営業時間の短縮要請等を行う場合においては、即時対応特定経費交付金を確実に措置するなど、国として自治体の財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

(2) 財政支援に当たっては、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の感染状況や地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

(3) 新たな感染症の発生・まん延時においても、地方自治体や医療機関等が行う感染症対策に係る経費については、国の責任において全面的に支援すること。

(4) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保し、持続可能な財政運営が行えるよう、各種財政制度における所要の措置も含め、必要な対策を講じること。

### 3 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組に対する支援

（提案要求先 デジタル庁・総務省）  
（都所管局 デジタルサービス局・総務局・主税局）

- （1）「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。
- （2）情報システムの標準化・共通化に当たっては、各団体の意見を十分に集約し、取組を進めること。また、標準化対象範囲外となる業務については、技術的支援を強化すること。
- （3）ぴったりサービス及び申請管理システムによる行政手続のオンライン化の促進を図るため、導入実績及びBPR等を含めた事例の情報提供及び技術的支援を講じること。
- （4）「デジタル基盤改革支援基金」による財政支援に当たっては、団体ごとの取組に差が生じることがないように、対象事業に係る経費を全額補助とすること。
- （5）複数の団体で人材を共有する取組に対する支援等について、実施時期や対象となる条件を明らかにし、推進計画に記載された取組事項を早期に実現し、必要な財政措置を講じること。

#### <現状・課題>

地方自治体においては、令和2年12月に国が策定した「自治体DX推進計画」に基づき、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

都が令和4年度に実施した区市町村に対するアンケート・ヒアリング（以下「アンケート等」という。）によると、計画に基づく取組を着実に推進するにあたり、今後のスケジュールの詳細など、より具体的な情報を求める意見があがっている。

特に、地方自治体の情報システムの標準化・共通化については、令和4年8月に制度所管府省庁より、各種標準仕様書が公表されたことを受け、一層、業務担当部門を含む全庁的な連携の下で取組を推進していくことが求められているところであるが、業務担当部門の主体的な取組につなげるために、制度所管府省庁からの個別の具体的な説明を求める意見もある。

こうした課題の解決に資するため、国としても情報政策所管省庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、情報共有等の取組の強化を図るべきである。

また、国は、この推進計画をうけて、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に向け、住民記録、地方税、福祉など基幹系20システムに関する標準仕様を策定し、2025年度までに、原則全ての地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指すとしている。

さらに、この標準仕様に基づく情報システムの利用を地方公共団体に義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を令和3年9月に施行し、令和3年11月からは、先行事業として、8市町の基幹業務等システムについて、ガバメントクラウド利用の検証をはじめている。

この基幹業務等システムの標準化は、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、セキュリティ対策、情報システムに係るコスト削減等、住民サービスの向上と行政の効率化が期待されている一方で、令和4年5月に東京都が開催した「第3回東京都・区市町村CIOフォーラム」に参加した区市町村からは、自治体規模によって業務の複雑さは全く異なるため、こうした標準化に係る取組について、国が示す2025年までの対応に懸念を示す意見もある。国は各地方自治体の意見を十分に集約し、検討に活かすことで懸念を払しょくすべきである。

また、標準化に係る対応の中で、標準化対象範囲外となる業務については、現行業務フローの見直し等により、標準仕様書に対応することが求められている。一方、都道府県事務のうち事務処理の特例により区市町村に移譲している事務等については、複数の区市町村で共通して処理する事務であるにもかかわらず、国が示す標準仕様書に含まれないものもある。移譲された事務の現行業務フローと、標準仕様書の業務フローとの間に差異が生じる場合には、区市町村ごとに個別の対応が求められることになる。このため、こうした事務については、地域の実情を踏まえながら、相談窓口をさらに充実させるなど、技術的支援を強化するべきである。

また、現在、行政手続のオンライン化の促進に向けて、各地方自治体がぴったりにサービスでの電子申請等の拡充を図っており、令和4年度に申請管理システムの導入を検討している団体もある。今後、住民から申請されたデータをエンドトウエンドでオンライン接続する地方自治体が増えていくことが想定されるが、受付業務としては紙での申請に加え、データでの申請となるため業務のBPRが必要となる。

現状の業務を行いながら、BPRを実行することは地方自治体にとって大きな負担となることから、国においては、全国の好事例の情報収集及び情報提供やデータ連携等に関する技術的支援を講じるべきである。

国は、国が整備する共通的な基盤を提供する複数のクラウドサービスの活用に向けた標準準拠システムへの移行や申請管理システム導入に係る経費等について、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を設け、当該基金を通じて地方自治体に対し、財政支援を行っているが、アンケート等によると、依然として多くの地方自治体から財政的な支援を求める意見があった。地方自治体におけるDXを推進するにあたり、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化は一体となって取り組む必要があることから、これらの経費については地方自治体ごとの取組に差が生じることがないように、人口規模に応じた補助基準額の上限の設定を見直すとともに、対象事業に係る経費を全額補助とするべきである。

また、区市町村においては、申請管理システムの導入に当たり、2025年度のガバメントクラウドへの移行との関係性が明らかにならない中で対応に懸念を示す意見もある。こうしたことから、本補助金のうち、自治体オンライン手続推進事業については、事業の実施期間が令和4年度までとなっているが、こうした実態を踏まえ、実施期間を延長し財源措置を継続するべきである。

加えて、ガバメントクラウドへの移行に当たっては、地方自治体の負担が生じることのないよう、必要な財源を措置するべきである。

こうした自治体DX推進計画に基づく取組を進めていくため、職員のデジタル人材が不足している地方公共団体においては、外部人材を活用することが必要となっている。しかし、昨今のデジタル人材に対するニーズの高まりに伴い、採用競争が発生し、特に小規模な地方自治体において、デジタル人材を十分に確保できない状況が発生している。地方自治体間の人材の取り合いを避け、人材確保に苦慮している地方自治体も外部人材を確保できるよう、複数の地方自治体での兼務や人材の共有化を促進する仕組みが求められている。

このような中で、令和4年9月に公表された「自治体DX推進計画【第2.0版】」において、外部デジタル人材確保のための方向性が策定され、国による支援策が示されたところであるが、実施時期や対象となる条件を明らかにし、地方自治体が活用しやすいものにするとともに、推進計画に記載された取組事項を早期に実現し、必要な財政措置を行うべきである。

#### < 具体的要望内容 >

- (1) 地方自治体が計画に沿って着実に取組を推進できるよう、情報政策所管省庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、情報共有等の取組の強化を図ること。
- (2) システムの標準化・共通化に当たっては、各地方自治体の意見を十分集約した上で、各地方自治体が利用しやすいシステムとするとともに、国費において随時機能の改善を行うこと。

標準化対象範囲外となる業務であっても、複数の地方自治体で共通する事務については、地域の実情を踏まえながら、相談窓口をさらに充実させるなど、技術的支援を強化すること。

(3) ぴったりサービス及び申請管理システムによるエンドトゥエンドのオンライン接続により、行政手続のオンライン化の促進を図るため、導入実績及びBPR等を含めた事例の情報提供及び技術的支援を講じること。

(4) 「デジタル基盤改革支援基金」による財政支援に当たっては、地方自治体ごとの取組に差が生じることがないように、人口規模に応じた補助基準額の上限の設定を見直すとともに、対象事業に係る経費を全額補助とすること。

また、事業の実施期間について、実態を踏まえ、実施期間を延長し財源措置を延長すること。

(5) 人材確保に苦慮している地方自治体も外部人材を確保できるよう、複数の地方自治体で人材を共有する取組に対する支援等について、実施時期や対象となる条件を明らかにし、地方自治体が活用しやすいものにするとともに、推進計画に記載された取組事項を早期に実現し、必要な財政措置を講じること。